

四日市市告示第523号

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年12月13日

四日市市長 田中俊行

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱（平成27年4月1日告示第171号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

申請者 所在地 四日市市
団体名
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金
交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
 - 2 補助金の交付条件
 - (1)上記の団体が補助金の対象とする事業を実施すること。
 - (2)事業計画に変更を生じた場合は、市に報告すること。
 - (3)四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (4)この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
 - (5)この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。
- <注>事業の効果測定を目的に、後日、申請者に対して市がアンケート等を実施する場合がありますので、可能な限り協力をお願いします。

第4号様式を次のように改める。

(第4号様式)

四日市市指令 第 号

申請者 所在地 四日市市
団体名
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金
計画変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金の計画変更を承認したので、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 上記の団体が補助金の対象とする事業を実施すること。
- (2) 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (3) この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

附 則
この要綱は、平成28年12月24日から施行する。

(商工農水部商工課)